

# 公 告

宮農共総第340号  
令和5年 9月 1日

宮城県農業共済組合  
組合長理事 品 川 忠 夫

宮城県農業共済組合旧大崎支所土地建物売却先の選定にあたり一般競争入札を次のとおり行う。

○ 入札内容等

別紙、「入札説明書、入札者注意書、入札参加申込書類及び入札書類」のとおり

○ 希望売却価格

1億2,900万円（消費税込）

# 入札説明書

令和5年9月1日  
宮城県農業共済組合長

この入札説明書は、令和5年9月1日付け宮農共総第340号により公示した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。この入札を次のとおり実施する。

1 契約者 宮城県農業共済組合長

2 入札に付する事項

(1) 施行名称 宮城県農業共済組合旧大崎支所土地建物売却

(2) 売却物件 宮城県農業共済組合旧大崎支所  
大崎市古川東町103-3

(3) 物件内容 ・土地 2,023.28㎡ ・建物 事務所1,003.40㎡ 倉庫248.36㎡  
※物件は、現状有姿での引渡しとなります。

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する法人又は個人とする。

(1) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者に該当しない者であること。

(2) 確実な資金計画を有している者であること。

(3) 一般競争入札参加資格審査申請書へ購入目的（利用計画）を明記できる者であること。なお、購入目的が売却先として相応しくないと判断される場合は、応募を受け付けないこととする。

(4) 次の事項に該当しない者であること。

公序良俗に反する団体等、またはその関係先で信用に著しく欠けると判断される者。集团的、または常習的に暴力行為等の違反行為を行うまたは助長する者、及びそれらの者と関係・取引がある者。

4 一般競争入札参加資格審査

(1) この入札は一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和5年9月1日から令和5年9月15日までの毎日午前8時30分から午後5時まで（休日を除く）。

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない（郵送可）。

ウ 申請書類の提出先 〒989-6321 大崎市三本木字大豆坂24-3

宮城県農業共済組合 総務部経理課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

大崎市三本木字大豆坂24-3

宮城県農業共済組合 総務部経理課

(1) 入札場所 大崎市三本木字大豆坂 24-3

宮城県農業共済組合 4階会議室

(2) 入札日時 令和5年10月2日(月) 午前10時

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

## 6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札保証金は希望売却価格(129,000,000円)の10%とする。

※納期は入札日前日までとし、その納付先については入札参加者に通知する。

入札終了後、落札者以外には入札保証金は返金する。

(2) 契約保証金 契約保証金は入札保証金を充当する。

## 7 送付による入札の可否

認めない

## 8 売買契約

落札者は、宮城県農業共済組合と売買契約を締結しなければならない。

ただし、その契約については仲介業者を介するものとする。

## 9 その他

### (1) 無効入札

開札の時に於いて、3に規定する資格を有しない者のした入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### (2) 落札者の決定方法

希望売却価格以上で入札した者のうち、最高の価格で入札した者を落札者とする。

### (3) 入札金額等における消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等込み価格相当額(単価及び入札総価格)とすること。

### (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 宮城県農業共済組合 総務部経理課

イ 所在地 〒989-6321 大崎市三本木字大豆坂 24-3

電話番号 0229-87-8281

### (5) 入札の執行

入札者が1人の場合は入札を中止する。

### (6) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

### (7) 入札執行の公開

この入札執行は公開する。

### (8) 質疑事項

この入札に関する質疑事項は書面により受け付けるものとする。

### (9) 現地確認

入札者は、公告日より入札日前日までの間に現地確認できるものとする。その場合は、(4)で示したところへ連絡するものとする。

### (10) 所有権移転登記

所有権移転の登記については、落札者が行うものとする。

# 入札者注意書

宮城県農業共済組合長

この入札注意書は、宮城県農業共済組合旧大崎支所土地建物売却（令和5年9月1日付け宮農共総第340号により公示）に関する注意書である。

## 1 総則

入札参加者が知り、かつ、守らなければならない事項は、入札説明書及びこの入札者注意書によるものとする。

## 2 異議の申立等

- (1) 入札参加者は、あらかじめ入札の公告、入札説明書及びこの入札者注意書を熟知の上、入札すること。
- (2) 入札参加者は、前項の書類等について疑義があるときは、担当職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札参加者は、入札説明書等について不明を理由とする異議を申し立てることは、入札前及び入札後を問わずできない。

## 3 入札の方法等

- (1) 入札参加者は、入札日時に封印した入札書をもって応札すること。この場合、封筒に入札者氏名を表記する。
- (2) 入札参加者は、代理人によって入札する場合には、その委任状を持参させること。
- (3) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (4) 入札開始後は、終了までの間、入札会場への入退室は認めない。
- (5) 応札した入札書は、引き換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (6) 入札参加者、入札日に契約に係る指名停止に関する申立書を提出する。

## 4 公正な入札の確保

入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号）」等に抵触する行為を行ってはならない。

## 5 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公正に行うことができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 6 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 競争に参加する資格を有しない者（事前の審査等に合格しなかった者を含む。）が行った入札

イ 委任状を持参しない代理人が行った入札

ウ 記名押印を欠く入札

エ 入札金額を訂正した入札

オ 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 同一事項の入札について他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の入札

ク その他入札に関する条件に違反した入札

#### 7 落札者の決定方法

希望売却価格以上で入札した者のうち、最高の価格で入札した者を落札者とする。

#### 8 入札の中止

（1）入札者が1者の場合は入札を中止し、その者と契約について相談をする。

（2）入札を行っても落札者がいないときは、最高入札金額であった者と契約について交渉できるものとする。

#### 9 同価格の入札

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

#### 10 入札執行会場への入場制限

入札参加者の会場への入場は、各社1名とする。